

船舶のトン数に係る規制について

○船舶安全法による構造・設備基準

- ・船舶の構造・設備基準は、航行する水域及び船舶の大きさに応じて規定している。
- ・総トン数500トンを境とした基準の違いは以下のとおり。(内航貨物船を想定)
- ・総トン数500トンを境とした基準は、SOLAS条約(海上人命安全条約)にも規定されている。

	総トン数500トン 未満		総トン数500トン 以上
船体構造	航行する水域に応じ船体強度及び復原性を要求		
満載喫水線	航行する水域に応じ乾舷(満載喫水線)を要求		
救命設備	航行する水域に応じ救命設備の備え付けを要求		
無線設備	航行する水域に応じ無線設備の備え付けを要求		
航海用具	レーダー、GPS、磁気コンパス、船速距離計 等 船首方位伝達装置(THD)		レーダー、GPS、磁気コンパス、船速距離計 等 ジャイロコンパス、船舶自動識別装置(AIS)
電源装置	沿海	発電設備	発電設備
	限定近海	発電設備、補助電源(無線用)	二組以上の発電設備(主電源)、非常電源、補助電源(無線用)
防火・消防設備	沿海	消火ポンプ、消火栓、消火器 等	消火ポンプ、消火栓、消火器 等 機関区域の固定式消火装置
	限定近海	消火ポンプ、消火栓、消火器 等	消火ポンプ、消火栓、消火器 等 機関区域：固定式消火装置・防火仕切り 調理室：防火仕切り

○船舶職員及び小型船舶操縦者法

- 船舶所有者は、乗組み基準に従い、有効な海技免状を有する海技士を乗り組ませなければならない。
(法18条1項、政令第5条及び別表第一)

法第十八条第一項

船舶所有者は、その船舶に、船舶の用途、航行する区域、大きさ、推進機関の出力その他の船舶の航行の安全に関する事項を考慮して政令で定める船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者に関する基準(「乗組み基準」)に従い、船長及び船長以外の船舶職員として、それぞれ海技免状を受有する海技士を乗り組ませなければならない。

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令(昭和58年政令第13号)別表第一第一号表(甲板部)

甲板部 航行区域	遠洋区域				近海区域						沿海区域		平水区域		
	甲区域				乙区域				近海区域 (限定近海区域)		丙区域				
船舶職員	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	三等航海士	船長	一等航海士	二等航海士	船長	一等航海士	船長	一等航海士
総トン数 (G/T) 5,000	一級	二級	三級	三級	一級	三級	四級	五級	三級	四級	五級	三級	四級	四級	五級
	二級	二級	三級	四級	三級	四級	五級	五級	四級	五級	五級	四級	五級		
1,600	二級	三級	四級		三級	四級	五級		級	級	級	級	級	五級	
	三級	四級	五級		四級	五級			四級	五級		五級	六級		
500	三級	四級	五級		四級	五級			四級	五級		五級	六級	五級	
200	四級	五級			五級				五級			六級			

甲板部の乗組み基準は、

- ・用途(商船又は漁船)
- ・航行する区域(航行時間)
- ・**大きさ(総トン数)**
- ・その他の安全に関する事項を勘案して規定。(区分は、左図のとおり。)

500トンは、**STCW条約**(船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)にも、**資格区分として規定**されている。

なお、機関部の乗組み基準は、「船舶の大きさ」ではなく、「推進機関の出力」を勘案して規定。

総トン数500トンを境とした規制について(港則法)

○入出港及び停泊

- 京浜港、阪神港及び関門港内に停泊しようとするときは、総トン数500トン(関門港若松地区は300トン)以上の船舶は、錨地の指定を受けなければならない。(法5条2項、規則4条1項)
- 特定港の係留施設の管理者は、係留施設を総トン数500トン以上の船舶の係留の用に供するときは港長に届け出なければならない。(法5条5項、規則4条4項)

○船舶交通の制限等

- 船舶の通航が頻繁な水路や狭い水路に係る港内交通管制を行っている港の多くで総トン数500トン未満の船舶を管制対象外としている。(法36条の3 4項、規則20条の2)

○航路及び航法

- 京浜港、名古屋港、四日市港、阪神港及び関門港において総トン数500トン(関門港は300トン)以下の船舶は他の船舶の進路を避けなければならない。(法18条2項、規則8条の3)
- 名古屋港及び関門港では総トン数500トン未満の船舶について行き会う時以外にも常時航路の右側を航行させ又は航路の中央部の大型船の航行のため水域を確保することとしている。(法19条2項、規則29条の2 3項、38条1項6号)